

厚生労働省への追加資料要求について

- ① 高濃度にジアシルグリセロールを含む油（以下「DAG 油」という。）に含有されると報告のあったグリシドール脂肪酸エステルについて、経口摂取した場合の体内動態（吸収、代謝、排泄等）について調査すること。
- ② グリシドール脂肪酸エステルについて、DAG 油以外の食用油等の含有量の実態調査を行うこと。また、その結果を踏まえ、グリシドール脂肪酸エステルの含有が DAG 油に特有なものか否か考察すること。
- ③ グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの毒性に関する知見を調査の上収集し、報告ごとに概要をまとめること。
- ④ グリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合に、グリシドール脂肪酸エステル又はグリシドールが、腸管免疫系を介して生体に影響を及ぼす可能性について調査すること。また、免疫系の関与が疑われた場合には、それについて調査すること。
- ⑤ 上記 1～4 に関連し、評価に有益な資料があれば、併せて整理すること。